

米粉等利用推進委員会業者等選定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 米粉等利用推進委員会（以下「委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な委員会運営に資するため、米粉等利用推進委員会業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 一件予定価格 300 万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事
- (2) 一件予定価格 200 万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事
- (3) 一件予定価格 200 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する事
- (4) 一件予定価格 150 万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事
- (5) 前各号を除き、一件予定価格 100 万円以上の特定業者の選定に関する事
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する事

(構 成)

第3条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局農林水産部長

委 員 同局農林水産部調整課長

同局農林水産部調整課課長代理（計画調整担当）

- 2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

(選定委員会の運営)

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出

席させ、議事に加わらせることができる。

(招 集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶 務)

第8条 選定委員会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は令和6年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年5月1日から施行する。